

特装車 メンテナンスニュース

高所作業車保守

No. 26 2010・10

高所作業車の定期的な点検と整備で 事故・故障を未然に防止

高所作業車は特定自主検査対象機種です！

高所作業車は1年以内に1回一定の資格を持つ検査者による検査を受けなければなりません！この検査を「特定自主検査」といいます。

実施しないと「50万円以下の罰金」に処されます。

【安衛法 第119条・第120条・第122条】

定期点検整備を怠ると人命に関わる重大な事故に結び付く可能性が有ります。

日々ダメージを受けている摺動部



こんな摺動部・錆は危険信号です！



ブーム摩耗



ブームカジリ



ホース膨れ



ロッド錆



ロッド錆

故障事例

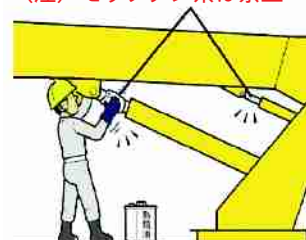
ブーム下面のライドプレートが摩耗しセカンドブーム下板が異常摩耗して薄くなりブーム折損の要因となります。



予防措置

- ①油圧シリンダのロッド部に防錆油またはグリスを塗布して下さい。
- ②長期保管中は月に一度、エンジンを掛け作動確認を行い潤滑部の油膜切れを防いで下さい。

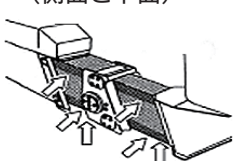
*防錆油またはグリスを塗布！
(注) モリブデン系は禁止



日常検査時にブーム摺動部の点検とグリス塗布を行う

- ①ブーム損傷やライドプレートの摩耗量の点検を行ってください。
- ②ブーム下面や側面の摺動部にグリスを塗布して下さい。
- ③摺動部にゴミが噛みこむと、早く摩耗します。
ゴミが付着している場合は清掃してから給脂して下さい。

グリス塗布
(側面と下面)



*長期間車両を使用しなかった場合、油圧シリンダの油膜が無くなり、シリンダロッドに錆が発生し油漏れの原因となります。

【給脂箇所は各メーカー推奨の油脂・グリスをご使用願います】

*詳細は各メーカーの取扱説明書に基づき実施して下さい。

正しいメンテナンスで機械も体も健康体

高所作業車の保守点検

旋回装置及びデッキ旋回装置 〔ベアリング取付ボルトの点検と増締め〕

旋回装置やデッキ旋回装置では支持体として、特殊なボール式ベアリングを使っています。

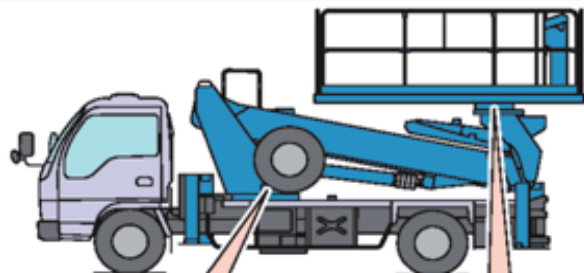
旋回ベアリングは、下部走行体と上部旋回体へ特殊な取付ボルトでトルク管理のもとに取付けています。

同様にデッキ旋回ベアリングは、ブームとデッキに特殊な取付ボルトで管理のもとに取付けています。

この取付ボルトが折損すると上下が分離して大事故となります。

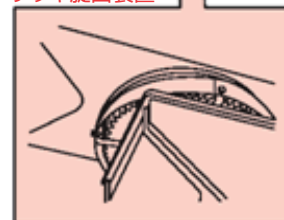
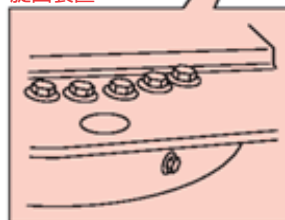
これらの取付ボルトは600時間または6ヶ月毎のどちらか早い方で点検して下さい。

*ボルトが緩んでいる場合には、規定トルクで締め付け。延びている場合はボルトを交換し規定トルクで締めなければなりません。なお、点検や増締め・交換は各メーカーの指定サービス工場へ依頼して下さい。



旋回装置

デッキ旋回装置



ブーム伸縮用 〔ワイヤロープやチェーンの張り調整〕

多くの多段ブームの高所作業車に同時伸縮方式が採用されています。

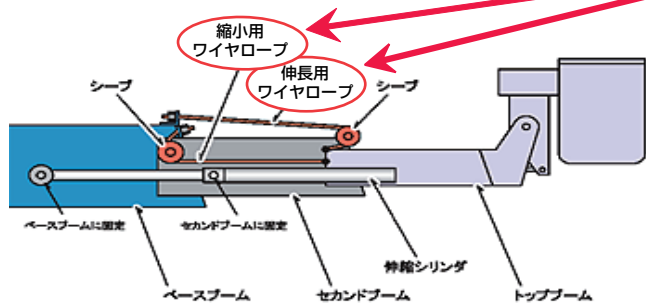
この方式は、一本の伸縮シリンダと伸縮ワイヤロープやチェーンを用いて同時に複数のブームを伸ばしたり、縮めたりしています。

ブーム伸縮用ワイヤロープやチェーンは、高所作業車の稼働とともに伸びが生じます。

そのまま放置しておくと、伸縮作動に異常が生じたり、ブーム内部で損傷する恐れがあります。

取扱説明書に基づき、張りの調整と摩耗の点検を行わなければなりません。

調整や摩耗点検は各メーカーの指定サービス工場へ依頼して下さい。



粉塵等の多い
〔悪条件下で使用する高所作業車について〕

定期点検・整備で安心



【汚れた作動油】



【新しい作動油】



正しい作動油とフィルタの選定とメンテナンスを行いましょ

架装メーカーが指定する作動油とフィルタを使用して下さい。

作動油・フィルタの交換を怠ると、目詰まりによりフィルタが破損する場合があります。またイミテーション部品は目に見えない部分で欠陥が多くトラブルの基になります。



*定期交換は、専門的な技術と設備のある各メーカー指定サービス工場でお受け致します。